

会議の名称	第31期 第5回社会教育委員会議
開催日時	平成22年2月10日(水) 14時00分から 16時00分まで
開催場所	教育委員会室
出席者	西郷定実議長、植松千代美副議長、荒田英道委員 石塚美穂委員、岩谷誠委員、上田卓是委員、小川温子委員 高木統禧委員、谷間倫子委員、藤井泰雄委員 [事務局] 社会教育部／岸部長、福井参事、平尾課長、 社会教育青少年課／武田主幹、対馬課長代理 井谷係長、岡田係長、北田主任 枚方公園青少年センター／西村所長、三浦主任
欠席者	青野明子委員、稻田義治委員
案件名	「枚方公園青少年センターのあり方について（答申素案）」に対するパブリックコメントについて
提出された資料等の名称	【資料】 ・パブリックコメント意見集約（案） ・枚方公園青少年センター利用区分について
決定事項	本日の議論を踏まえて、文言修正し最終調整を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	2人
所管部署（事務局）	社会教育部社会教育青少年課

審議内容	
西邨議長	<p>ただいまから第31期第5回枚方市社会教育委員会議を開催します。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の折、またお足元の悪い中ご出席をいただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
〈事務局〉	<p>前回まで4回にわたり、青少年センターのあり方につきまして議論いただきました。それを受けまして、1月6日から26日までパブリックコメントを実施させていただき、答申素案に対する意見に対して考え方をお示しするということで、本日、ご議論をしていただきたいと思います。その後、年度内に答申をまとめていただきますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
西邨議長	では、事務局から、本日の委員の出席状況の報告をお願いします。
〈事務局〉	<p>本日の出席委員状況は、委員数12人中、今現在10名の出席です。青野委員、稻田委員は所用のため欠席です。</p> <p>枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、本日、中田社会教育部次長、大槻社会教育部青少年課長は他の公務のため欠席させていただきますことをあらかじめ申し添えおきます。</p> <p>また、本日、枚方市教育委員会傍聴規程によりまして、2名の傍聴がございますのでご報告申し上げます。</p>
西邨議長	それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いします。
〈事務局〉	<事務局より資料の確認を行う>
西邨議長	<p>では、本日は「枚方公園青少年センターのあり方について」の素案につきまして、1月6日から26日の間にパブリックコメント並びに市民説明会をしていただき、市民の皆様方からいただきました意見と、それに対する社会教育委員会議並びに市の考え方を事務局で資料にまとめていただきております。項目ごとに審議していただきたいと思いますので、事務局より資料1の項目の朗読をお願いします。</p>
(事務局 朗読)	

<利用実態と制度の変更について>

西邨議長

本日の資料で、一番左側に項目ごと、それから、素案のページを記しています、今回は2となっていますが、素案のページ数になっています。

各々「利用実態と制度の変更」ということで、2件のご意見をいただいているということです。その部分について右側にまとめていただきました。この部分につきましては、ホームページに回答という形で、載せられますので、その部分を事務局のほうで案として書いていただいている。各委員さんからこの項目に対してご意見等を順次いただきたいと思います。

私達は、前回までの議論の中で、施設が青少年センターとして特化したものであるから、青少年により多く使ってほしいということから、青少年団体の枠を広げて、一般の方が少し後になるというような形で、素案等を取り決めさせていただいたと思います。その説明として、右側に「考え方」ということで表現していただいている。この部分について、ご異議がなければ、このまま回答させていただきたいと思いますが、1番目、2番目の部分についていかがでしょうか。

植松副議長

基本的に、右側の欄の回答のところ、これでよろしいかと思うのですが、一番最初に出てきた項目の回答のところに、「現在、青少年が利用可能な時間帯において、一般団体に利用されている実態があります」というところが、読んだ瞬間に、一般も使えるようになっているのだから、それはいいのではないかみたいな受けとめ方をされそうに感じます。私たちがここで議論した本意は、青少年が利用可能な時間帯が、学校のある時期だと放課後とか、夏休みだったらほぼ終日とかいうように、それぞれ限られています。そういう利用可能な時間帯において、全部ではないのですけれども、一般団体の利用のほうが上回っているところがあるわけです。それを、多分、青少年が上回れるぐらいまで使えるようになっていいんじゃないかなという思いがあるということだと思いますので、少し一言つけ加えていただけたらいいのではないかと思うんですが。

〈事務局〉

お手元の答申素案をご覧ください。2ページの上から4行目のところですが、ここの答申素案の中で、「青少年が利用可能な時間帯において、一般団体に利用されている実態がある」という表現をこの中で使っております。今回の答申素案に対する考え方は、基

本的に答申素案とセットになっているというところがあります。本来はこの素案を読んでいただくと、今、委員がおっしゃっていただいた前後の状況とをおわかりいただけることになります。限られたスペースの中では、そこまで記載ができないというところがありますので、答申素案のページ数や章番を入れております。

植松副議長 わかりました。ということは、基本的に、今回この寄せられた意見に対する回答は、この答申素案の中の文言で書いていくということになるわけですか。

〈事務局〉 そういうことになります。

植松副議長 わかりました。

西郷議長 特に、「利用実態と制度の変更」というところで問題はないでしょうか。
順次進めていただきますので、また、逆に戻ってご意見等ありましたら言っていただきたいと思います。

<主催事業の取り組みについて>

西郷議長 では、「主催事業の取り組み」について、ご意見をいただいたのは、9件です。それに対する各々の考え方をまとめていただきました。各項目に沿って見ていくっていただきたいと思います。
全般的に、いろんな事業の中にいたいたいご意見を取り込んで、今後発展しましようという回答が多いように思います。いただいたご意見に対して、具体的に、このような事業という表現はできないということもあるうと思いますが、いかがでござりますか。特にないようでしたら進めさせていただきますが、よろしいですか。

<有料化に対する考え方について>

西郷議長 次に、項目「有料化に対する考え方」について。この項目について、事務局より補足があります。

〈事務局〉 ここの項目をご検討いただきます前に、少し、補足資料の説明をさせていただきたいと思います。資料2でございますが、「枚方公園青少年センター利用時間区分について」をご覧ください。こちらのほうに、現行と変更案とを書かせていただいております。

時間区分を分けたほうがいいというご意見がありましたのは、このホール、集会室、料理室、和室、これは先ほど言いました、午前、午後、夜と分かれております。これを音楽室と同じように分けることで、使用料の単価が下がるのではないかというご意見になっております。例えば、13時から17時のところ、4時間となっておりますが、これを2つに分ければ2時間ずつになるということですが、そうしました場合に、実際、いろんな活動がありますので、2こま連続してとらないといけない、あるいはとれないといった状態がでてくるのではないかということがあります。青少年センターについては、音楽室のみを4区分とし、ほかの部屋については3区分でという考え方を示させていただいている。

西郷議長

市民の方からいただきましたご意見と、事務局から区割りの説明をしていただきました。

まず、有料化に対する考え方の一番最初に出てきたのが、「料理室」という言葉があるんですが、料理室については、ふだんお料理で使うときには、電気のほかにガスや水道を使うので、少しでも高くしてはというご意見だったようと思われます。利用実態としては料理室は100%料理で使われるということでなく、それ以外の項目でも利用されることがあるというところで、説明の欄にはこういう書き方をしていただいている。

あと、金額的なものにつきましては、生涯学習市民センターの面積当たりの単価で積算されていますので、どの部屋が単価が幾らということではなく、あくまで面積的にという考え方を示していただいていると思います。

それから、上から3段目の、少し枠の広いところですが、我々の素案の中の4ページの下から9行目、10行目あたりに、「青少年センターでは、①修繕費・備品購入の一部、②光熱水費の一部の順に充当し、特に備品類は青少年がよく利用する音楽室を念頭に置くべきと考える」とあるんですが、意見にありますように、ホールの備品につきましても、かなり傷んでいるので、ボランティアで補修をしたりしているとのことです。ご意見に対して、右側に、使用料の収入を音楽室のほか、ホールの各種備品も念頭に置くというふうにつけ加えてもらうということにしております。この部分については、素案を訂正、あるいは加筆するということになります。

現行のままですと、何か音楽室だけで、ほかはやってはならないのかと受け取られるといいますか、そういう意味合いではなくて、特に現場を見せていただいたときに、皆さん方の、委員さんの中には、音楽室のピアノの印象が強いということだと思います。特に音楽室ということで議論しましたが、利用者、あるいは一般市民の

方々からは、ホールもこうして使っているよというご意見をいただきましたので、この項目については、このように加筆なり訂正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西邨議長

ではこの部分については、素案を訂正加筆していただきたいと思います。

それから、区割りにつきましては、先ほど事務局のほうから説明していただきましたが、ご意見がありましたらお聞きをしたいと思います。

高木委員

使用料のことですが、150人収容のホールを小人数で使用する場合、例えば、広いスペースが必要なダンスなどがそうだと思いますが、何人未満だったら料金はいくらといった、少しきめの細かい料金設定をすれば、小グループのダンス愛好の市民のみなさんはじめ、他のグループの方々にも喜んでもらえるのではないかでしょうか。

西邨議長

高木委員からのご発言によりますと、広さではなくて、人数で料金を設定するということですか。

高木委員

大きいホールについては、そのようにしてもよいのではと思います。

西邨議長

利用人数も考慮したらいかがかというご意見でございますが、ここに書いています金額的な「約」というところは、これは我々が決めるというのではなくて、議会で決められるということですので、我々は金額的にはこれぐらいが妥当でしょうという意味合いの「約」だと思います。

今の委員のご意見について、事務局のほうのお考えがあれば、ご説明をお願いします。

〈事務局〉

使用料の設定に関して、生涯学習市民センターでは、現在利用人数による料金体系は持っておりません。委員ご指摘の細やかなケース設定ができるかどうか、仮に設定した場合、人数の確認をどの時点でするのかという課題も生じてきます。使用料は前もってお支払いされる利用団体も多く、その場合、人数確認ができないということになります。また、当日の利用実態が違った場合に、還付あるいは追加徴収が実務的にできるのかどうか等々のこともありま

す。ですので、実務面からも考えないといけない部分はあるかと思います。

高木委員 例えは、ホールであれば時間が4時間となっているのを、2時間にする。集会室は50人を25人以上、25人以下、ホールであれば、75人以上、75人以下というように、そのぐらいの分け方ですれば、どうだろうかと思うのですが。

〈事務局〉 生涯学習市民センターで、利用料金を設定された前提是、イニシャルコストではなくて、ランニングコストの一部を利用者の方にご負担いただくということで設定され、その1つの考え方として、1m²あたりの単価が妥当であるということです。例えば、今の時期は暖房費がかかるわけですけれども、光熱水費や清掃費というメンテナンスの大きなウェートを占める経費の一部をご負担いただけるような料金設定をするのであれば、平米単価が最も合理的であるということで設定されたものです。委員がご指摘のように、利用の状況という考え方もあるとは思いますが、さきに申し上げましたように、どのぐらいをご負担していただくかということで、割り戻して、使用料の算出をしております。加えて、利用者数ということになると、その考え方自体を大きく変えていかないといけないと考えます。

高木委員 わかりました。

青少年センターの有料化に関する意見（資料11ページ）によれば、意見をお寄せ下さった皆様全員が容認していただいている。このことは、時代、社会情勢、青少年センターの管理などを考慮しての、皆様の総合的判断と考えてもいいのではないでしょうか。そのためにも、料金設定には皆様に納得していただける配慮は当然だと思います。

西郷議長 ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

植松副議長 第2集会室を追加で記入していただくことだったんですけど、第2集会室の料金は幾らですか。

西郷議長 金額的なこともそうですが、なぜその第2集会室が追加になったかという説明からお願いします。以前はこの使用例の中に出ていなかったので、そういうご意見が出てきたんです。第2集会室というのは、ホールの横にあるんですね。

〈事務局〉 ちょうどホールの舞台側のそでについているような部屋になっていまして、通常、ホールをイベントで利用されるときに、出演者の方が控室として使える部屋になっております。

今回、答申素案の中では、イベント利用に関しては第2集会室もセットで貸し出しこと。また、その際、3カ月前の申込受付時に、一般団体と青少年団体が重なれば、青少年団体にホールを優先して利用いただくということだったと思います。料金例のところは、それとは別にあくまで参考ということで書かせてもらっていました。集会室は50人の第1集会室がございましたので、おおむね1,100円になるということで、参考で掲出してましたですが、今申し上げましたイベント利用のホールの使い方の説明がこの答申素案に入っていること、なおかつ、料金例のところに第2集会室が入っていないということから、日ごろ、イベントばかりやっているわけではないんだから、セットにするのはどうかというご意見になったわけです。これは、市民説明会でもご指摘をいただきまして、それにつきまして、通常は単独の部屋として利用されているので、イベントの場合だけセットするということを説明させていただきました。ちなみに、料金の設定は、第2集会室で、4時間、800円程度になるかと思います。ですので、50人の第1集会室、4時間で1,100円、第2集会室の場合は800円、そういう料金設定を想定しております。

植松副議長 そうすると、ホールでイベントを行うときに、第2集会室も使うと、3,300円プラス800円になるんですか。

〈事務局〉 そうなります。生涯学習市民センターでも、イベントに合わせて控室を予約されることがあります、その場合も同じような形の料金設定になります。

西郷議長 全て、ホールと第2集会室をセットとするのではなく、ホールを利用されるときに、楽屋なり控室で第2集会室をセットで貸してほしいというときには優先枠としてお貸しますという考えです。

催しとして使わないときには、第2集会室だけ単独でお貸しますということで、料金例の中に第2集会室を入れて、参考金額も記載するということでよろしいですか。

〈事務局〉 ちなみに、第2集会室の定員は38人で設定しております。

西郷議長 よろしいでしょうか。

植松副議長

ありがとうございます。

〈減免制度やロビーの取り扱いについて〉

西郷議長

では、次に、「減免制度やロビーの取り扱い」の項目に行きたいと思います。

減免制度とロビーの取り扱いについて、ロビーの取り扱いというのはあまり具体には出でていないようです。減免制度について、3つほど上げていただいているが、いかがでしょうか。

特に、素案を考えるときに議論をしたことは、ほとんどこの回答の中に網羅されているように思います。この3つあるうちの真ん中の部分、これは一般の方が誤解されているというか、意味合いが少し違うように思うんですけども、この辺はどうでしょうか。

〈事務局〉

はい。一部の生涯学習市民センターで適用されていると書いていただいているんですが、現在、生涯学習市民センターでは高齢者減免は行っていないということですので、今回の回答になっています。また、あの項目でも出てまいりますが、回答に関しまして、生涯学習課と一定調整しないといけない部分があるかと思っておりますので、その中で生涯学習課と調整したいと思います。本日の会議が済みましてから、次回までの間で調整を考えております。

先ほど、上から3つ目の箱なんですが、1人での利用というのがございました。これに関しましても、生涯学習市民センターは、個人での部屋の利用は認めております。ただ、それに関しましては、当日に空室があればということで、例えばプラスバンドに所属していて、パート練習で使いたいというように団体活動に関したもので利用していただいていることがあります。少し調整は必要かと思っているところです。

植松副議長

そうしますと、ここに書かれている高齢者サークルの減免という実態は何なのがわかりますか。

〈事務局〉

生涯学習課には確認したいと思いますが、自主防災活動であったり、コミュニティ活動には5割減免が適用されています。ですので、その中に所属しておられる方が、もしかしたら、コミュニティ協議会の位置付けで構成団体が、5割減免になっている場合、あるいは障害者団体として認定されているけれども、意識していなかったというような場合も想定されますが、いずれにしても少し確認の必要があるとは思います。

西邨議長 原則、生涯学習市民センターについては、高齢者の割引や減免はなさっていないということですね。

〈事務局〉 そうです。

西邨議長 特に、このような説明の考え方で問題はないですか。では、次に行きたいと思います。

〈青少年センターにおける青少年の範囲〉

西邨議長 青少年センターにおける青少年の範囲というところでご意見をいただいたのをまとめていただきました。この中で、1つ私のほうから、最初に聞かせてください。上から3つ目の枠、「生涯学習市民センターでは、18歳（高校生）」とありますが、これは年齢と高校生とはダブっているんでしょうか。この文章で見ると、18歳でおかつ高校生でないといけないというようにとらえるのですが、いかがでしょうか。

〈事務局〉 質問・意見のほうに高校生という表現を使っておりますので、括弧書きで書かせていただいたものです。生涯学習市民センターでは18歳までとしており、高校生とは限定しておりません。

西邨議長 そうしますと、ここの部分については、あえて「（高校生）」というふうに表記しないほうが、誤解を招くことがありませんので、この3文字については削除していただくということでいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

西邨議長 この括弧書きの高校生というのは削除していただきます。ほかに、この文章の中で、表現的なもの、あるいは考え方的なものがございましたら、ご意見をいただきたいと思います。特に、よろしいですか。では、全般的なものについても、後ほどご意見をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〈開館時間と休館日について〉

西邨議長 「開館時間と休館日」の項目について、3件のご意見をいただい

ております。この部分についてはいかがでしょうか。

前回にもお聞きしたかと思いますけど、日曜日の閉館時間を17時から21時にするのを、利用者が必要としているのかというようになりますが、現在青少年センターでは、日曜日は17時で閉めておられますが、ここに担当職員もおられるので、以前にも確認したと思うんですが、いかがでしょうか。日曜日の催しでは、17時閉館になっていますので、当然17時に終わっていたんでは絶対に無理だと思うんです。せっかく学生さんたちなどが、休みの日に利用するのに、16時半や17時に帰れというのはどうかということで、我々は21時になれば、利用者が増えるのではというふうに考えていました。その辺、現場におられて実感はいかがですか。

〈事務局〉 イベントで利用されている以外の方からはあまり聞かないですが、やはり、イベントをされている方が日曜日に使われた場合に、17時で閉館ということは、当然さかのぼって15時ぐらいには終わらなければいけない。その辺を逆算すると、イベントの日程や段取りがちょっとハードになるということはよくお聞きします。実際に夜間開館をして、利用がないということであれば何か考えていかなければならぬかとは思っております。

西郷議長 現場では、やはり利用している方については、日曜で早く閉まるのは、というご意見もあるということですので、そのニーズにこたえるということから、閉館21時も妥当だと思います。

この部分については、先ほどから出ています生涯学習市民センターのほうが、日曜日は17時で閉めておられます。歩調を合わせということであれば、生涯学習市民センターにも波及していくと思うんですけども、今後、担当部局との相談は、この後やっていただけるということでよろしいんでしょうか。

〈事務局〉 先ほども少しご説明いたしましたが、生涯学習課のほうと、一定調整等も必要な部分もありますので、この件についても話はしておきたいと思います。

ちなみに、11ページのところですが、下から4行目のところでございますが、「開館時間と休館日」について、休館日を他の生涯学習市民センターと合わせる件は賛成、日曜・祝日を青少年センターでは21時にする件は賛成ということです。今回、この21時の件に関しましては2件ご意見をいただいておるんですが、1つは、利用者が必要としているかという反対の意見、これに対しまして賛成という2つの意見が出ていることになります。

また、生涯学習市民センターの実態等につきましては、生涯学習

課のほうで対応しておりますので、このあたりの、今後のニーズ等については、検討を進めていくことになると思います。

西郷議長 ありがとうございます。

〈事務局〉 今の関連で。青少年センターと生涯学習市民センターの根本的な違いというのは、青少年センターは、青少年に焦点を当てている施設ですので、その対象になっている青少年がどういう利用が望ましいのかというふうに考えていくことが重要であると思っています。青少年センターの施設の特性としては、先ほどより、話題になっておりますホールと音楽室が2部屋あること、これが一番大きく、生涯学習市民センター等の施設の比率で比べましても、大きいところです。現実に、そこを使って音楽あるいは演劇の活動が、青少年センターで多くの若者が使う部分になります。例えば、生涯学習市民センターと全部合わせなくともというところで言いますと、説明は一定できるのではないかと思います。また、現在の素案では、この部分につきましては、検討してもよいのではないだろうかというような表現になっていますが、ここについては一定、方向性を明確に示していただいたほうがと感じています。

西郷議長 今、事務局のほうからご意見をいただきましたのが、素案の一番最後のページになります。6ページ目の「生涯学習市民センターとの整合性について」の項目1番の最後、「日曜・祝日の17時閉館を、青少年センターでは21時とすることを検討してもよいのではないだろうか」というふうになっていますが、ここについて、もう少し具体的に、検討ではなくて、「したらどう」という考え方でよろしいでしょうか。

〈事務局〉 前回の答申素案をまとめていただいたところでは、一応この部分については一番大きい課題になろうかということで、パブリックコメントでのご意見をお伺いした上で、最終的にご判断ということになっていたと思います。それを踏まえて、今、議長にご提案いただいたような形で、最終的に調整をして、文言を決めていただければありがたいと思いますし、先ほどより説明しておりますように、次回の会議までには序的にこちらのほうで一定調整しておきたいというふうに考えております。

西郷議長 いかがでしょうか。

植松副議長 21時まで延長するという、ある意味、画期的な取り組みを進め

ようとしているときに、こういう意見を言っていいのかどうかなんですが、今言わないと多分チャンスはないと思うので。日曜の夜9時まで外で何かを、活動をするということが、ほんとうに文化的な行事といっても、大事なことなのかどうかというのは、私自身はやっぱり疑問に感じます。例えば、高校生ということを考えた場合ですね。ただ、一方で、青少年、別に学生に限らず、青少年の文化活動的なものというように考えたときには、別に月曜がお休みの人だっているわけで、日曜の夜遅くまで活動したい人も逆にいるのかなと思ったり。そして、私自身、ここをどうすべきなのかということが、確固たる方向性が自分の中で見えていないんです。それで、以前にここで議論になったかと思うんですけども、利用している人たち自身がそれを必要としているのかどうかということ、つまり音楽室やホールで音楽をやったり、イベントをしたりしている若い人たちの声がどうなのだろうかというのを聞きたいなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

高木委員

日曜日の青少年センター使用時間21時までというのは、催し物主催者側の後片付け、掃除、機材撤収など、すべてを完了しなければならない制限時間であり、催し物が終わる時間ではないことを主催者に十分認識していただく意味でも、トラブルを避けるためにも、事前にその確認は必要だと思います。他方、職員の方々の立場になれば、個人的には公務員とは言え、日曜日の21時までの勤務は何かと不都合もあるだろうにとの思いが脳裏をよぎります。同センターの日曜日の使用時間を21時までとの設定案はまさに市民の皆様の都合を十分考慮しての時間設定だと思っています。

荒田委員

今、高木委員がおっしゃいましたように、実際、いろいろなイベントをやりますと、後片づけというのは大変なんです。会場をきれいに掃除してお返しすることになりますと、やっぱり1時間ではとても無理なところがありますから、それは21時になつたら、もうそこできちっとお返しをするという、こういう前提条件ですから。だから、私は21時というのはとてもいい案だと思っております。それでニーズがなければいつでも変えたらいいわけですから。それを17時で終わりなさいということになると、先ほど議長がおっしゃいましたように15時で切り上げなければならないんです。実際に15時で切り上げようと思ったら、ほとんど、その日は仕事にならないですよ。ですから、そういう意味では確定していいですね。

西邨議長

というようなご意見なので、特に、ここで今ご検討していただき

ている内容でよろしいでございましょうか。

上田委員 文言は変える方向で検討されるのでしょうか。

西邨議長 21時閉館という方向で、ご意見をいただいたように思いますので、この部分をそういう文言に変更していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小川委員 植松副議長が言われたのは、多分21時ぐらいまで高校生を引っ張って、その後帰る時間のことをご心配になっておられたんだと思うんですね。私もそれは心配なんですが、実は、こういうところに来て、何か取り組みをする18歳前後の青少年というのは、それだけの目的を持って来ていると思うんです。だから、翌日、そういう子たちはきっと学校にも行かなきやと思いながら來ると思いまして、そういうことも含めた上で、高木委員や荒田委員が言われたように、21時、そして、その後は自宅に早く戻って次のところにということで、植松委員の言われたこともよくわかりますので、そういうことも含めて21時ということでおさめていただければいいかと思います。

荒田委員 若い者というと、すぐコンビニの前でへたりこんで何かぼりぼりやっているというイメージがありませんか。やはり、こういうことを主体的に企画してやろうという若い子はしっかりしていますよ。ある意味、大人よりはるかにしっかりしています。それはやっぱり信じてあげなくてはと思います。

西邨議長 藤井委員、大変ほほ笑んでおられますか、いかがでしょうか、このあたりは。

藤井委員 今はなくなりましたけれども、大阪府立の青少年会館がございまして、土日も含めて、ほんとうに21時過ぎても発声練習をやったり、皆が一生懸命グループでやっているんです。やっぱり時間がとれない。大学生はアルバイトをしていて、その後に皆集まったりということで、その選択する時間が増えているほうが多いんじゃないかなと思います。それと、今おっしゃっていただいたみたいに、若い人たちを信じてあげるということ。ただ、事件もありますので、守らなければいけない部分もありますけれども、やはり私たちは信じてあげて、そういう機会を増やしてあげるほうがベターではないかと思います。

西邨議長 そうですね。今、日曜日が17時に閉まるのを21時にしましようということであって、平日は21時まであいているわけです。利用時間が多いのは、学生たちにとって、イベントなんかするには日曜日のほうが利用しやすいでしょうから、逆に言うと、日曜日を21時までにして、逆に月曜日を早く閉めたほうがいいんではないかと思うんです。今おっしゃっていたように、機会を広げるという意味合いからすると、休みの日も21時まで利用していただいてもいいのかと思います。いろいろなご意見をいただきましたが、特に、節度を持って使っていただけるということを信じて、21時までにということで、文言も言い切りの文章に変えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に「利用対象者の拡大」についてお願ひいたします。

〈利用対象者の拡大について〉

西邨議長 利用者対象の拡大でご意見をいただいています。
文字的な響きで、政治団体、宗教団体、企業組織というのは、どうしてもイメージの悪いほうに私自身も判断してしまいます。本来から言うと、右側の説明のほうに書いていただいていますように、いろんな活動をされていますので、その活動を見た上で許可しようということが前回からの議論での前提ですし、生涯学習市民センターでもそのように運営をしていただいているということです。各々ご意見をいただいた項目の中には、そういう回答をしていただいています。あと、書いていただきたいと思うのは、要は、一般の方がまず優先で、なおかつ、あいていたら、利用料は倍額いただくというようなシステムになっているので、そのあたりをもう少し、前面に出していただけるほうがよいかと思います。

この順番ですと、利用者のこのご意見の中ほどぐらいに、そういった項目が出てくるんですけど、いろんな縛りをかけていて、その上であいていたら利用してもらいますということが分かるように順序を変えてほしいと思います。

委員さんのほう、ほかに何かそういったご意見がございましたらお願いします。

植松副議長 質問ですが、青少年の団体は、音楽室は事前予約2カ月前からということで、優先される。一般団体は4週間前ということで、ごく一般的な部屋の予約はいつからでしたか。

〈事務局〉 通常の場合は2カ月前になります。

植松副議長	一般団体も2カ月前からですか。
〈事務局〉	ホールはイベントの場合は3カ月前になりますけれども、通常の利用でホール、集会室、料理室等々については、一般も青少年団体も2カ月前です。
植松副議長	重なったら、青少年が優先ですか。
〈事務局〉	重なったら自動抽選になります。なおかつ、そこで予約できなかつた方のために、6週間前に、窓口とインターネット予約で再度、もう一度申し込みができます。なおかつ、その2週間後、使用日の4週間前になりますが、この時点から、先ほど出てきました、企業組織、政治団体、宗教団体について受付を開始するということになります。
西邨議長	ですから、一番青少年が優先利用できるのはホールと音楽室です。
〈事務局〉	ホールはイベント3カ月前のときだけです。 音楽室は一般の方を含めて4週間前という形をとりますので、青少年団体が音楽室に関しては優先されます。
西邨議長	他の部屋については、コンピューターで申し込みますので、一般の方と抽選になります。それから後に、4週間たって、なおかつあいていたら、企業組織等の団体にもお貸ししますが倍額ということです。よろしいでしょうか。
植松副議長	倍額以上もらってもいいような気がします。
西邨議長	それでは、最後に「全体」という項目があります。
〈全体について〉	
西邨議長	全体的なご意見として、4項目ほど上がっておりまます。この部分についてはいかがでしょうか。ご意見の中には、毎週1回利用しているので、できたら同じ場所をとりたいというご意見があります。右側に回答していただいているように、いろいろな団体がおられますので、どの団体にどのようにお貸しするのかというようなことで、大変な部分があるということです。システム的にはコンピューターによる申し込みの抽選ですので、こういう形に

変えるというのは難しいと、私自身は思います。利用される方の思いは、よくわかるんですが。定期的に使いたいということですが、皆さんも、そのご意見にのっとることは不可能だと思いますので、これはいたし方がないかと思います。

特によろしいですか。では、次に進んでいきたいと思います。

〈賛否を表明された等のご意見について〉

西郷議長

その次、11ページ目。この部分について、事務局のほうから説明はありますか。

〈事務局〉

この答申素案に対するパブリックコメントでございますが、11ページに書いてあるように、賛否を表明された等のご意見ということです。例えば、賛成であるとか全く違うとか、いろいろなご意見がありますが、先ほどより見ていただきました10ページまでの内にも、賛否を表明した内容のものも若干あったのではないかと思います。本来、その賛否に関しては、パブリックコメントの中で回答等は基本的には用意しない形になりますが、今回、この場でいろんなご意見を踏まえた上でご検討いただくことで、それを取り込んだ形で表現をさせていただいている。したがいまして、11ページ以降の分に関しましては賛否のご意見なんですが、一応担当のほうから読み上げさせていただきまして、ご意見等がございましたらお聞かせいただきまして、盛り込むことが必要であれば、10ページまでの項目のほうに入れさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

西郷議長

一番最後の12・13ページの中に、アンダーラインをされている文言があるんですが、これはどういう意図で引いていただいているんでしょうか。

〈事務局〉

アンダーラインにつきましては、少しあかりやすくということで、ポイントのところに引かせてもらっています。

それと、11ページから13ページの中につきましては、かなりの部分で、これまでご検討いただいたところの中に考え方として示している部分があると思っております。例えば、13ページのところで、「運営費が不足しているから、成人から徴収するというのは」ということは、5ページの上から2つ目の箱のところですが、「青少年の使用する備品類に、青少年センターを利用した大人の使用料を固定して充当すると確定するのは、無理があるのではないかと思う」と同じ考え方になると思います。そのあたりについて、ここか

らあえて引き抜きという形はしておりません。

西邨議長 確認なんですが、一番最後の 12、13 というのはお 1 人からのご意見ということですか。

植松副議長 12 ページの方は、最後に期待を寄せてくださっているような説明だったので、同じ方とはちょっと思えないですね。

〈事務局〉 なお、フリゼミという言葉もございますが、これはかなり以前にされていたころの、参加者の方だと思います。そのことを書いておられますので、今回の答申素案として、パブリックコメントに該当するのかどうかというの、少し疑問がある部分はあるかとは思っております。

〈事務局〉 12 ページと 13 ページは別の方です。「全体的に」のところからは別の方です。

西邨議長 フリゼミなんて、懐かしい言葉ですね。40 年ぐらい？ もっと最近までやっておられましたか。

〈事務局〉 そんなにやっていないです。活発に取り組んでいたのが、昭和 50 年代です。

西邨議長 そうですね。ですから、今から三、四十年ぐらい前と思うんです。

〈事務局〉 そのころは、市の職員が企画しておりまして、ここに書いていらっしゃる実行委員というのは、その 50 年代の終わりぐらいから参加されていた人が、自分でという形になったので、実行委員会をつくって取り組んでいたということです。

西邨議長 私ごとですが、市民会館のときは参加をさせていただきました。

高木委員 青少年センター運営費不足を同センター有料化で補充するために成人から使用料を徴収するとはいががなものかとのご意見は誤解だと思います。同センター有料化の趣旨は青少年を市民の皆様が大切に暖かく見守り、育んでくださっているのだということ、また当然発生する身近な施設、備品の修理の力添えをしてくださっているのだということを彼らに自覚してもらい、市民の皆様に対する感謝と尊敬の念、物品を大切に扱う気持ちの啓発だと私は考えます。

西邨議長 全般的にもう一度振り返りまして、このあたりはというようなご

意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

植松副議長

このパブリックコメントを拝見していて、この社会教育委員会議の今期の課題は確かに青少年施策を考えていくところと認識しているんですが、社会教育というと、高齢者が範疇に入ってくるということを非常に考えさせられました。社会教育委員会議の守備範囲ではないかもしれません、生涯学習市民センターと名前を変えた公民館も、生涯学習を銘打つからには、やはり高齢者に対して、これから先、高齢化していく世の中ですから、施設利用に当たっての割引き等を、率先してやっていただきたい。また、社会教育のほうでも考えていくことがあってもいいのかなと感じました。今回の答申とはまた別の問題になると思いますけれども、非常に強く感じました。

それと、フリゼミというのは初めて聞いたのですが、こんなスタイルがもう1回青少年センターでできたらすごくいいなと思いました。私は、大学で後期に、21世紀の食糧環境問題という、大きなテーマの講義をやるんですけども、そうすると、ふだん、いいかげんに聞いている学生たちでも、感想を見るとものすごく環境の問題というのを自分たちが、これから背負っていくかといけない問題だというふうに認識しているんです。でも、何ができるのかがわからないと言うんです。だから、多分若者も、ちょっと投げかけたらそういうことを考える素地というのはあると思うんです。何かそういうことをキーワードに、また青少年センターの企画の中にそういう昔のフリゼミに相当するような、若い人たちが、自分たちがこれから立ち向かわないといけない問題を、少し先輩たちの人たちを交えながら議論したり実践していくような場がつくれたら、新しいものが育っていくんじゃないかという気がしました。

西郷議長

ほかに、全般的にご意見いかがでございましょうか。

岩谷委員

今言われた内容と少しかぶるんですが、実は、中学生会議というのがありますて、その中で、O B達とか今の中学生の生徒会役員たちが、環境の問題であるとかを考える、そういう機会をつくってやっています。場所は教育文化センターというところでやっているんです。

植松副議長

それは枚方の中学生ですか。

岩谷委員

そうです。中学生会議、枚方市内の19中学校の生徒が集まって、

そのＯＢたちがその司会進行や、そういう活動をやっています。非常にこのフリゼミとよく似た活動だと思います。

西邨議長

本日お休みになっておられますけれども、青年会議所の方が音頭をとっていただいて、実際に枚方市の議場を使ってやっておられますよね。

おそらく、小学生会議は市役所の職員が出ていただいている、そのような形式でやっておられました。中学生会議はどうなんですか。

〈事務局〉

中学生は、平成7年か8年ぐらいに、JCの方が中心になって立ち上げられました。そのとき中学生に、来ていただくためには、学校にお話しして、一定推薦等で参加していただく形になりますので、当時は企画政策課が窓口になっておりましたので、そこから中学校のほうにお願いしていました。今はその中心になったメンバーも枚方市役所に勤めたりしていますので、活動が続いている。

岩谷委員

そうですね。市役所の方におられますよね。中学生会議のOBです。今の会長やうちの学校の出身の子たちが中心になってやっているんです。

西邨議長

当時は市制50周年のときでしたかね、何人か小学生もやっておられました。小学生会議は、残念ながら、今はもう続いていません。

岩谷委員

日曜日の21時の件と、政治・宗教・企業の利用の件について。ニュートラルなスタンスで、軸足がぶれない答申になったということは非常に立派なことと思っております。予見や偏見を排除した内容になったのかなと思うんですけども、僕も政治とか宗教とか企業を別に悪者にするつもりも全くないですし、またそういうことが活発に議論されるような教育もしていかないとダメではないかと思います。だから、ほんとうにニュートラルな答申になったんじゃないかな、非常に画期的と、僕自身は思います。

西邨議長

ありがとうございます。

荒田委員

制度の問題ではないんですけど、この2ページの上から3番目に、「ロビーに来て居眠りしている人がいる。ロビーは寝る所ではないし、迷惑である」これが、気になっています。ロビーで将棋や碁をお年寄りの人がやっていらっしゃいますが、あの方たちの中で、いつも来て居眠りをしているというんだったら、これは問題だ

と思います。そういうお年寄りがいらっしゃったら、注意してほしいと思うんです。また、若い子が非常に無作法な座り方をしていても、疲れているときは、1時間ぐらいロビーで仮眠してもそれは認めても良いと思います。しかし、せめてルールはきちんと守るんだよという指導はしてほしい。少なくとも、一般社会人として認められているような、そういう人を育てていくというのは、何も勉強できるのが偉いんじゃないんですよ。そういうことをきちんと指導していくというようなことを、強く思います。文言には書いていただく必要はないですけれども。

西郷議長 運用面でやっていただくということでいかがですか。

荒田委員 そういうことで、お願いしたいと思います。

西郷議長 ご意見は尽きないとは思いますが、予定をしておりました時間がやってまいりました。ここで、会議を終了といたします。この後お持ち帰りをいただき、ご一読いただいて、ここはというような点がございましたら、ご遠慮なく事務局にご連絡をしてください。また、本日ご議論いただきました内容を、文言を修正していただきまして、次回最終の調整を行いたいと思います。

最後に、事務局から何か補足の説明等、あるいは次回以降の日程等ありましたら、ご報告願いたいと思います。

〈事務局〉 ただいま議長から会議が終了したとのことでございますので、傍聴人の方につきましては、ここで退席いただきまして、その後、事務連絡のほうに移りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

西郷議長 はい。

〈事務局〉 それでは、事務連絡ということで、ただ今議長のおっしゃっていましたとおり、市民の意見に対する考え方につきまして、生涯学習課と市役所の内部で調整する必要がございます。その調整を踏まえて、最終の考え方並びに最終答申案を次回、3月の会議でご議論いただきたいと考えます。資料につきましては、加筆修正したものにつきまして、次回会議までに、できましたら2月下旬ごろに委員の皆さんに送付させていただきたいと考えております。

なお、次回会議につきましては、3月10日水曜日午後2時からでお願いしたいと思っております。場所は、本日と同じ、この会議室で行いますので、よろしくお願ひいたします。

西郷議長

では、次回3月10日に、もう1度ご議論をいただくこと
ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それではこれで、第5回社会教育委員会議を終わります。
長時間ありがとうございました。